

農政産業観光委員会会議録

日時 平成26年3月5日(水) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時31分

場所 北別館504会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 久保田松幸
委員 武川 勉 河西 敏郎 桜本 広樹 皆川 巖
渡辺 英機 鈴木 幹夫 土橋 亨 水岸富美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公営企業管理者 安藤 輝雄 エネルギー局長(企業局長併任) 松谷 荘一
企業理事 西山 学 企業局次長 伊藤 好彦
エネルギー政策課長 小島 徹
企業局総務課長 渡辺 恭男 電気課長 仲山 弘

産業労働部長 矢島 孝雄 産業労働部理事 高根 明雄 産業労働部次長 小林 明
産業労働部次長(産業支援課長事務取扱) 平井 敏男
労働委員会事務局長 市川 由美
産業政策課長 石原 啓史 海外展開・成長分野推進室長 櫻井 順一
商業振興金融課長 立川 弘行 産業集積推進課長 依田 正樹
労働雇用課長 半田 昭仁 産業人材課長 遠藤 克也
労働委員会事務局次長 小俣 芳久

議題 (付託案件)

- 第15号 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件
- 第16号 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例中改正の件
- 第19号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件
- 第22号 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例中改正の件
- 第30号 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等中改正の件
- 第36号 山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例中改正の件
- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3
- 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3
- 請願第26-3号 雇用の安定と労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの
- 第42号 平成26年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
- 第47号 平成26年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
- 第51号 平成26年度山梨県営電気事業会計予算

第52号 平成26年度山梨県営温泉事業会計予算

第53号 平成26年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。

また、請願第23-3号、請願23-13号及び請願26-3号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、エネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係、農政部関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時17分までエネルギー局・企業局関係、休憩をはさみ午後1時01分から午後3時55分まで(午後2時46分から午後3時29分まで休憩をはさんだ)産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

観光部関係、農政部関係については引き続き6日に審査を行った。

主な質疑等 エネルギー局・企業局関係

第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(地球環境問題対策費について)

桜本委員 エの2、地球環境問題対策費の中で、1の地球温暖化対策の推進ということで、27市町村がそれぞれ数値目標を持って、この環境対策、CO₂の削減と捉えているのですが、県では各市町村の状況をどのように把握しているのかお答えください。

小島エネルギー政策課長 地球温暖化対策推進法という法律がございまして、その法律の中では、それぞれの市町村はまず事業者の立場からその市町村の事務事業で行うものについて計画を定めて、そしてそれをもとに市町村役場等で行う温室効果ガスの削減を目指すという組み立てになっております。したがって、27の市町村、ほとんどの市町村が計画をつくっています。

問題は、その市町村の中におけるCO₂の削減というものを対策とした計画づくりにつきましては、本県におきましては甲府市のみが策定しておりまして、これは特例市以上が策定するという状況になっています。

桜本委員 法律の範囲の中で特例市の甲府市だけというようなことでありますが、山梨全体の数値目標というか、実行計画を立てる上においては、やはり残りの26市町村においても、どれだけの数値目標を達成しているかということは興味深く注視しておく必要があると思いますし、その中で県の目標との整合性というものを図ることも必要だと思います。その辺のバランスについてはいかがお考えでしょうか。

小島エネルギー政策課長 まず、甲府市の計画についてでございますけれども、甲府市の計画づくりにおきましては、私ども、県の職員も参画をいたしまして、オブザーバーという立場から計画づくり、目標づくりに連携をさせていただいています。その意味での整合性はとれていると思っております。

それから、各市町村、義務ではないものがございますので、地域の中のCO₂の削減といったものについては、なかなか計画づくりがスタートしないという状況がございますけれども、私どもいろいろな機会を通じまして、省エネルギーでありますとか、クリーンエネルギーの導入といったもの、これは市町村が一生涯懸命やっていたかかないとなかなか進んでまいらないということがございますから、いろいろな機会を通じまして、私どもの計画づくり、あるいは施策について理解を深めるようにお話をしたり、あるいは指導助言を行っていくという状況でございます。

桜本委員

ぜひ2050年度という長期的な目標の中で、市町村との協力、そして状況把握というようなものも必要ですし、また、それぞれの個別の市町村によるCO₂の削減ということも指導をしていかなければならない。そんなことも頭に入れておいてください。

（スマートコミュニティやまなし推進事業費について）

次にエの3、スマートコミュニティやまなし推進事業費ということで、山梨県の場合、スマートコミュニティという定義の仕方をしているのですが、この計画のコミュニティの範囲というのは、どの範囲を考えているのでしょうか。

小島エネルギー政策課長 スマートコミュニティという考え方、これはいわゆる社会システムというふうな意味合いがございます。ですから、非常に狭いエリア、例えば住宅団地のエリアといったような考え方もございましょうし、あるいは市町村のエリア全体というふうな考え方もございますけれども、私ども今回のこの事業で研究、調査をしていきたいと思っておりますのは、例えば住宅団地のエリアだとか、場合によれば市町村のエリア、そのぐらいのエリアを想定しています。

桜本委員

今、環境省等の実証実験においても、スマートシティという、もうちょっと範囲を広げた、例えば住宅地あるいは工業団地、あるいは集合団地を形成しているところを含めて、ここもエリアを相対的に広げて、この電気事業については自然エネルギーを使うと。あるいはこの工場については、工場域内の中でどれだけ域内の電力を例えば工場の屋根にパネルを張ったりとか、あるいは水の温度の高いところ、低いところを使う地熱の利用ですとか、あるいは例えば工場の24時間フル稼働のところは、今ここで使われているような東京電力の一般的な企業用の電気を使うと。また、夜間の場合は、もうちょっと、第2電源というか、違うところのものを使うというように、割と広い意味のスマートシティという展開を実証実験等でやられているのですが、コミュニティとシティ、そこまで狭くしちゃっているというのは何か理由があるんですか。

小島エネルギー政策課長 私ども特にコミュニティとシティ、細かく分けているというつもりはございません。今、委員がおっしゃられたようなシティの広がりも当然、私ども、この研究協議会では議論していきたいと、こんなふうに思っております。今、いろいろな事例をお話をいただきました。ご教示いただいたような他県の事例等、いろいろございます。この研究協議会では、ほかの地域ではどんなふうなことをやっていて、どういうふうな成果があるのか、何か課題はあるのか、そういったことも調べながら、本県にとってふさわしいスマートシティであるとか、あるいはスマートコミュニティはどんなものがあるのか、どんなことができるのか、どうすればいいのか、事業化につなげていけるのか、そういったことを個別具体的にできるだけ検討していきたい、こんなふうに考えています。

桜本委員 県内においても幾つか実証実験を続けるところも出て、湯村の温泉郷の中でも事業者が幾つか連合してやっているという実証もありますので、そういったところのものも踏まえて、ぜひ山梨全体で幾つかの、余り細かくするものということではなくて、いろいろな各種のエネルギーをどのように使っていくのかという、そういった想像豊かな協議会にさせていただけるようお願いいたします。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第51号 平成26年度山梨県営電気事業会計予算

質疑

（西山ダム砂利採取料について）

桜本委員 企業局9の事業外収益の西山ダム砂利採取料252万9,000円についてです。この採取料をいただく場合、採取権というか、相手先を決めるには何か基準があるのでしょうか。

仲山企業局電気課長 この西山ダムの砂利採取につきましては、西山ダムに堆積した堆積土砂を、ダムの貯水量が減っているために運び出す必要がありますので、それを地元の砂利組合と契約をいたしまして、搬出をお願いしております。

桜本委員 これは、地元の業者ということで、広い意味で募集するというのではなくて、その地域に絞って選定をしているということですか。基準なしに完全にそこにお任せするといったやり方ですか。どういう前提条件で決めているのかという質問です。

仲山企業局電気課長 地元の業者を広く使っております組合をお願いするという形で、公平といえますか、特定の業者ではなくて、砂利採取、砂利の搬出をお願いするという形です。

桜本委員 この量とか立方当たりの金額というものについては、どういう条件というか、やり方で決められていますか。

仲山企業局電気課長 現在、単価といたしましたのは立米200円という単価です。採取料としてお金をいただいています。

桜本委員 あと、量はどういうふうに決めているんですか。

仲山企業局電気課長 毎年3万立米から4万立米、まず早川水系について、西山ダムに堆積した土砂につきまして、洪水が発生しないことが大前提になりますので、それらを加味しまして安全に流下できるような断面確保ということとか、それと、最近、ダンプの手配が非常に大変になりまして、決められた採取期間、12月以降3月までの期間で多くの量を搬出するというので、短期間に出さなければならないというふうになりまして、実際に搬出する量も決まってくるということもござい

ます。基本的にはダンプの早さを目安に、安全のプランで搬出できる量を算定して搬出するというで決めています。

桜本委員　　ダム周辺も去年の夏の豪雨等で、堆積物というか砂利が非常にたまっているというようなことも聞きますし、そういった地域の要望も多いようです。そういった中で、ダムにとってもよいことであり、採取することによって県の利益も上がるということであれば、もっと積極的にやるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

仲山企業局電気課長　搬出量をもっとふやすという御質問でよろしいでしょうか。ダムの運用もございますので、企業局といたしましても、量がたくさん出せば出せるほど、西山ダムの運用が有効になりますので、たくさん出したいという考えはございません。ただ、先ほどご説明申し上げましたように、期間が限定されているということと、1日の通行量の制限もありまして、最大出せる量というものが決まっています。そのような条件が満たされれば、多くを出したいという考えです。

（水力発電所出力増強事業費について）

桜本委員　　次に、企業局の10、水力発電所出力増強事業費ということで、予算概要にはマル新という形で入っているのですが、課別説明書にはマル新と書かれていませんよね。その中で、既設水力発電所に性能確認試験というふうにとれるのですが、今年度はその中で21水力発電所中、6発電所ということですが、どんなところでこの6発電所に絞ったのでしょうか。

仲山企業局電気課長　これまでに企業局の改良工事で、発電機等を取りかえたりという工事がありました。その改良工事をやったときの資料から出力アップもできるというものに見込みをつかまして、全体では8つに絞り込みをして、来年度の予算におきましてはそのうちの6つを実施させてもらうということで絞り込みました。

桜本委員　　6発電所の性能確認試験ということは、業務委託という部分ですが、この委託をするのに当たってはこういった選定基準を設けられたんですか。

仲山企業局電気課長　まだ委託先の選定はしてございません。特殊なプラント、水力発電所の性能を確認するという業務委託でございますので、発電所の機能をよく知っている業者、経験のある業者を選んで選定をしていきたいと考えています。

桜本委員　　6発電所を一括で委託を考えているということだと思んですが、その6施設をまとめることによるメリットがあるということですか。

仲山企業局電気課長　これは予算を計上してございまして、これを一括して発注するか、それぞれ分けて発注するかは来年度になってから、指名選定委員会等で決めていく内容です。現在、一括で発注するか分けてするかについてはまだ決めていないところでございます。

桜本委員　　委託費を予算で2,268万円盛っているということは、例えば全体で予算を盛ったのか、個別で6本の足し算で盛っているのか。どういう根拠なんですか。

仲山企業局電気課長　専門業者に見積りは取ってあるのですが、1カ所当たり378万円で積算

しています。

桜本委員　　もうちょっとわかりやすくしておかないと、我々も膨大な資料の中で、特にこちらではマル新と記載しながら、一方では記載していないというのは、非常にわかりにくいので、そういったことはぜひ注意してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

仲山企業局電気課長　主要事業で行うものにつきましてはそのように配慮が必要だと思しますので、広く周知して配慮していきたいと思えます。

（電力料金について）

渡辺委員　　確認の意を含めて聞きます。企業局9の電力料金。料金の設定については毎年更新していくというか、話し合いで決めていくという部分ですか。

仲山企業局電気課長　まず、8ページの上の欄のところの中に書かれていますが、西山外17発電所につきましては総括原価方式で行われておりますが、基本的に東京電力と長期契約で平成35年度まで契約を結んでおります。その長期契約の中で2年に1回更改をするということで交渉をして、必要な経費と発電量を御説明して契約単価については決まっております。下の4つにつきましては、国のほうで24年の7月から始めた固定価格買取制度がございまして、価格が固定でございます。ただ、ここに記載がございまして、金額がばらばらになっているものにつきましては、塩川第二、若彦トンネル、深城につきましては、補助金をいただいております。その精算で単価が調整されております。基本的には料金は2年に一度、更改をしております。

渡辺委員　　わかりました。それと、もう一つ、企業局の10ページ、交付金が各市町村に出ていますけれども、この交付金の積算根拠について教えていただけますか。

渡辺企業局総務課長　所在市町村交付金につきましては、固定資産等所在市町村交付金法という法律がございまして、それに基づいてここに記載の8市町村に交付しています。私どもが所有しております電気事業の用に供する固定資産、建物から設備までございまして、その私どもの帳簿価格、減価償却をした残存価格、これの1.4%。1.4%と申しますのは固定資産税に相当する部分でございまして、それで積算をいたしまして、各市町村にこの金額をお支払いしております。

渡辺委員　　固定資産ということだから広さということになるのかな。発電量なんかは関係ないんですか。

渡辺企業局総務課長　固定資産といいましてもいろいろな種類のものがございまして、建物もあります。それから、直接発電に使用する施設みたいなものもございまして、発電量は直接この金額にはリンクしておりません。あくまでも私どもが所有しております資産価値、帳簿の価格をもとにしております。

渡辺委員　　わかりました。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第52号 平成26年度山梨県営温泉事業会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第53号 平成26年度山梨県営地域振興事業会計予算

質疑

桜本委員 企業局の5の、今、業務の概要を説明していただいたのですが、利用人数のところちょっとざっくりすぎるのですが、例えばゴルフコースとゴルフ練習場って明らかに利用金額も違いますし、分けていただきたいと思います。以下のアクアにしてもオートキャンプにしても減価償却費等のこともあるのですが、固定のものではあるけれども、この場合、建物はどのぐらいの人たちに利用されているのか、わかるのであれば教えてください。

渡辺企業局総務課長 全体ではここに記載のとおり23万2,300人ございまして、まず、上の欄の4万9,100人ですが、この内訳はゴルフコースが4万3,000人、ゴルフ練習場で6,100人でございます。それから、アクアリゾートからレジャーハウスまでの13万3,200人、この内訳でございますが、アクアリゾートが10万7,500人、パターゴルフ場が1万3,600人、オートキャンプ場が1万1,200人、テニスコートが1,980人、レジャーハウスは利用人員の中にはカウントしていません。それから、まきばレストランはここに記載のとおり5万人が内訳でございます。

土橋委員 今のところでちょっと伺いたいんですけど、例えばゴルフコースですが、この条例の概要のほうに出ている料金表がありますよね。ゴルフコースに限らず、テントサイト7,020円とか、キャビンが1万1,880円とか。ちょっとよくわからないんですけども、例えば、ゴルフ場で1万6,750円という金額が出ているのですが、私も何回か丘の公園に行きましたが、こんな高い金額払ったことは一度もないです。練習場も525円と書いてありますが、時間におくれちゃいけないから早目に着いて、ちょっと打つというレベルだと思うのですが、それも525円取られていないような気がします。同じように、例えばお風呂へ入るのに2,774円も本当に取られているのですか。

渡辺企業局総務課長 委員がごらんになっているのは条例の別表第2の中の新旧対照表の額だと思います。条例におきましては、そこに記載している利用料金の額は、その別表第2に定める額の範囲内において、公営企業管理者の承認を受けて指定管理者が定めると。要するに上限額を定めているということでございます。それで現行の条例ですと、ゴルフ場18ホールで1万6,750円。現行料金は実際どうかと申しますと、8月のお盆中、一番高いところでも1万4,500円、それから11月から12月の平日、一番安いところだと5,500円というふうに、これは

指定管理者が曜日とか季節によって差をつけて、私どもに協議いただいて、私どもが承認をしている。その金額というのは上限を定めているというものでございます。

土橋委員

理解をするとしたら、上限がこの金額だよということで、実際はこれじゃあ誰も来ないから、もっとずっと安いと。お風呂にしても。ということですね。

じゃあ、もう一つお願いします。さっきの説明の中で家賃収入でもらう部門と支払いの部門がこれだけありますけど、基本的には100万幾らの赤字かな。1,000万かな。これ、現金支出を伴わない部門ですからという回答だったけど、借金ありますよね。借金は返さなきゃなりませんよね。それは指定管理者が出すわけじゃなくて、現金支出があるという見方でいいんですよね。きょうの説明の中でいろいろ、それも含めた中で、内部留保で使いますという説明が何度もあって、内部留保ってものすごくあるのかなと思いながらその説明を聞いていました。例えば1万円の売上を想定した中で支出が2億何千万ですよという話の中で、これは内部留保を使いますって言うと、何かすごくたくさんあるような気がするんですけど、今の説明だと現金支出を伴わないからって言うけど、結局、丘の公園にかけたお金は電気事業のお金だって言っても、何にしても、それからお返しをするお金っていうのが現金支出だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

渡辺企業局総務課長

まず企業局の6ページの収益的収入及び支出のところ、収入が1億6,500万円ございまして、支出が1億6,600万、ほぼ均衡しているんですけども、ただ、減価償却費7,500万円、これは現金支出を伴わないものでございます。ですから、お金の出入りという意味では7,500万円を当年度の内部留保資金ということで会計内に滞留するということになります。

これを原資といたしまして、次の企業局7ページの支出の欄の真ん中にあります、他会計借入金償還金、7,049万6,000円、この額を電気事業会計のほうに償還する予定、その予算を組んで計上しています。

土橋委員

ということは、100万6,000円ですか、これだけは出てくるという計算ですよ。同じ渡辺課長のところですから、戻っちゃって申しわけないんですけど、途中で1万円の収入に対して2億4,529万円、温泉事業だとか、電気事業に当たっては十何億というのが入りより出が多いと思うんですけど、それを内部留保という言い方で答えてもらったんですけど、その内部留保っていうのはどういうところから来るんですか。

渡辺企業局総務課長

3会計、ちょっと事情が変わっております、電気事業会計につきましては、資本的収支12億円、資金が不足するということでございますが、これはいわゆる投資活動に要する経費でございまして、そこで投資したものが翌年度以降に営業としてはね返ってくるということで、それを単年度の費用で落とすのではなくて、当該年度は資本的支出という形で、これはお金は出しますけれども、翌年度以降、減価償却費という形で資金を取り戻すと。それが内部留保に回るということになります。電気事業会計につきましては12億円という大変大きな数字なんですけれども、いわゆる積立金、それからこれまでの利益を処分した積立金、それから過去の減価償却費が残った内部留保資金で、もう140億円の現金・預金がございます。26年度、当年度だけでも減価償却費7億円以上、利益も3億円ほど見込んでおりますので、12億円という大変大きい数字ですけども、それに近い資金は回収できるという見込みでございます。

それから、温泉事業につきましても、おおむね電気事業と同じようなものでございまして、現金・預金で約7億円持っておりますので、その中で必要な投資をしていくということでございます。

ただ、地域振興事業会計につきましては、多額の借入もございまして、非常に資金的に厳しい状況でございます。ですから、当年度の、先ほど申し上げました約7,000万円、減価償却に伴う資金が、現金が返ってくる分、現金ベースで黒字になる分、これがそのまま、その年度の電気事業会計の償還に回すという形で今、運用しております。

3事業はそんな事情にございます。

土橋委員 固定資産売却代金1万円ってというのが、何か、温泉事業のところでも地域振興で、またほかのところにもあるんですけど、1万円の固定資産を売っちゃうって、どういうことなんですか。

渡辺企業局総務課長 特段この固定資産を売るがために1万円というものではございません。ただ、年度中途でもう要らないもの、ただ、売れるなというものがありましたら、いつまでも持っていないで売却をしたい。その際にこの科目がないと会計上処理ができません。そういうことで仮計上させていただいています。

土橋委員 わかりました。ありがとうございました。

久保田副委員長 利用人数が出ましたよね。これは簡単に言えば、掛ければ収入が出ますよね。売上金。それは把握しているんですかね。

渡辺企業局総務課長 収入につきましては、これは利用料金制で指定管理者の収入になってしまいますので、この予算に直接反映されているものではございません。

久保田副委員長 それはわかるんですけど、指定管理者が買い取る。でも、決算なりは上がってくるんですよ。それを教えてください。

渡辺企業局総務課長 指定管理者の決算につきましては、当然、毎年度いただいております。それで、24年度の決算によりますと、指定管理者の全体の収入が7億1,200万円、支出が7億3,400万円で、2,000万円ほどの欠損という数字をいただいております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第19号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第36号 山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑 なし

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（ものづくり起業促進事業費について）

桜本委員

産の7でございます。ものづくり起業促進事業費の中で、「技術力を生かすことのできる」という部分で、優秀なものに対して起業化を推進するというところで、方策がコンペということですが、例えば技術力を有するものはなかなか公にしたいくないという部分があると思うのですが、その中で開かれたコンペという方式の中で、どのようにその辺の技術力が表に出してしまうことを守っていくんですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 コンペの中身についてはちょうど今、準備委員会で着手したところございまして、どんな応募の仕方をするかということ、角田産業政策アドバイザーの御指導のもと、今、詰めているところでございます。確かに委員がおっしゃられるとおり、技術力をオープンにすると嫌がる場所もあるかと思っておりますので、そこら辺、十分注意しながら詰めていきたいと思っております。

桜本委員

角田アドバイザーに全てお任せということではなくて、ある程度検証できる部分も必要じゃないかと。全部アドバイザーにお任せという考え方について、私はいかがかと思うのですが、その辺はいかがですか。その方にやり方も全て任せるということについて、納得がいかない、不満があるという声を聞いているのですが、どのように承知していますか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 全体的なことは角田アドバイザーですけれども、やはりアイデアを掘り起こすには民間の力を使わなければいけないと考えておりまして、国でも経済産業省で似たようなことをやっております。そこら辺も参考にしながら、全体的なことを委託できるような業者を頼んだり、あとは掘り起こしに対してお力添えをいただけるような山梨県ゆかりの方が県外にもいらっしゃいますので、そこら辺も御協力いただきながらしっかり進めていきたいと考えております。

桜本委員

モデルになるようなものがあるということでありますが、3,000万円という大きいお金を使うわけですので、やはりそういった技術力が外に出て困ることの中でどれだけの参加者が応募するのか、よく踏み込んで検討してみてください。

（水素ステーション設備設置事業費補助金について）

次に産の8、マル新、水素ステーション設備設置事業費補助金についてです。この問題については全国で100カ所ということですが、まだ本決まりではない中で、どのような誘致活動を積極的に行っているんですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 全国的な傾向ですが、3年間のうちに100カ所ですけれども、19カ所、国が交付決定をしています。今年度の経過について、設置場所を選定するのに非常に難儀をしているという情報がございまして、山梨県の場合も、ぴったりのところを事業者を選んでいただくのは一つのポイントかと思うのですが、例えば、軽微な併設型のスタンドをお考えである事業者の方には、こうい

うところはどうかということ、土地の情報をお示ししたりしています。

桜本委員 補助先が水素ステーション設備設置事業者ということで、事業者が残りの4分の1を負担するということですが、どんな事業者が予想されるんですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 今年度の19カ所の事業者としますと、JX、岩谷産業、それから東京ガス、日本エア・リキード、この4つが事業者として交付決定されています。

桜本委員 そう考えると、国に対するアピールも大事ですが、その予定される事業者に対して、ぜひその中に山梨も加えてもらいたいというアピールやPRもしていかなければなりません、その点はどんなふうに進んでいるんですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 まずは事業者が山梨県に対して整備を検討していただいているかどうかという確認をさせていただいています。そういった検討をしていただいている事業者に向けては、知事を先頭に実際に伺って、幹部の方に、ぜひお願いしたいということで足しげく通っているところであります。

桜本委員 補助率が4分の1になっていますが、山梨県をまず候補に入れてもらわなきゃ困るので、他県よりももうちょっと県単の補助をふやしますよという発想はできないんですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 全国的にこういった自治体単独の補助をやっているところが非常に少なく、ことしですとさいたま市が、上限はもうちょっと低いんですけども、4分の1です。あとは鈴鹿市で固定資産税を軽減するといった事例が多少ある程度でありまして、県単でこういった補助制度を創設すること自体、アピールの効果が非常にあると考えております。

桜本委員 これからステーション整備に向けて、今、スケジュールの中で、交付決定が延びる可能性もありますし、状況によっては、例えば6月の補正で、ある程度事業者負担をなくすために、もうちょっと補助金を入れてみるというような考え方もぜひ持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

（商店街活力再生支援事業について）

桜本委員 次に、産の9、商業振興事業費の中の商店街活力再生支援事業についてです。事業内容に防犯カメラの整備とありますが、本当に最近、殺傷事件だとか非常にびっくりするような行為が街の中で起きています。そういった中で、商店街も安全・安心ということで、こういったもので整備を図ろうとしようとしているわけですが、防犯カメラの整備というのは、例えば1つのエリアに幾つぐらい想定されているのですか。

立川商業振興金融課長 ただいまの防犯カメラの話でございますけれども、事業内容としてあくまで防犯カメラの整備も対象になるというようなことで、それぞれの事業につきましても、それぞれの商店街が立案して事業の範囲内でやっていただいております。特に制限はございませんが、補助限度額が全体として500万円ですので、年間500万円の範囲内で補助事業をつくっていただいているという状況でござ

ざいます。

桜本委員 防犯カメラを整備しても、外灯が暗過ぎて感度が悪かったとか、また、プライバシーの面もあるので、警察との協議も含まれるかと思うのですが、ぜひ新しい商店街の活力再生という意味で、安全・安心を享受できるような商店街をつくる上でも、そういった点もぜひ頭に入れていただいた判定基準にしていればと思うのですが、いかがでしょうか。

立川商業振興金融課長 委員おっしゃるとおりでございます、事業内容といたしましても、安全・安心な街並みづくりに対する施設の整備ということで御紹介しております。街路灯ですとか、駐車場、またはカラー舗装、こういったことも対象になっておりますので、そういった形で商店街の商工会や市に紹介をしているところでございます。

（基盤的技術産業集積活性化推進事業費について）

桜本委員 次に産の15、工業高度化推進事業費の中の1番、基盤的技術産業集積活性化推進事業費についてです。先ほど説明で電子顕微鏡ということが出ていたのですが、先般、2月補正予算の中で、国の採択をいただけなかった部分の顕微鏡ですか。それともまた、それとは違う顕微鏡ですか。

平井産業労働部次長 先般、2月補正で減額をお願いした顕微鏡でございます。

桜本委員 じゃあ、これはもう国のそういった採択をいただかなくて、全額県費で買うということですか。

平井産業労働部次長 前回と同様、2分の1の国補をいただくということをお願いしております。

桜本委員 この間、補正予算の審査のときに言いましたが、業界が設置してもらいたいということについては、全額県費を出してもいいんじゃないのかという話です。駄目だったものを、もう1回同じようにチャレンジしようというのは、そういう判断が欠如しているのか。それとも、国から2分の1いただいてからでも結構ですよという業界からの話なんですか。

平井産業労働部次長 業界からは、アンケート等によりまして、やはりこういった機器の整備をしてほしいと聞いております。そういう意味で、私どもとしても再度要求をさせていただいたところでございますけれども、新年度、国のほうも消費税、景気の落ち込みも心配されますので、採択も早まっていると聞いております。先般、2月補正の委員会で委員からも御指摘いただきましたので、おととい、私が国のほうにまいりまして、関係の県出身国会議員もお訪ねして、御協力をお願いしてきたところでございます。

桜本委員 補正でね、要するに残ったわけですよ。その残ったものにまたこういう形で出してくるということは、それに新しいものを買えば買えるわけですよ。あるいは、そういった操作ができないということであれば、また今回、例えば国のほうで採択をいただけない場合は、どこかの補正予算で全額盛るといような覚悟はお持ちですか。

平井産業労働部次長 できるだけこの予算の形で、私どもとしてまずは頑張りたいと思います。

また、最悪の事態が生じた場合にはまた御相談をしたいと思います。

（企業誘致推進事業費等について）

桜本委員

次に産の21、企業立地対策費の5番、企業誘致推進事業費等についてです。大きい金額の割に説明をいただけなかったのですが、内容について説明してもらえますか。

依田産業集積推進課長 企業誘致推進事業費等につきましては、我々の旅費、その他です。また、産業立地アドバイザーへの訪問や謝礼などに使われます。あと、その他、企業情報を取ることがありまして、それも予算に含まれております。企業情報サービス提供事業というのがあります。私どもが企業訪問に行くときに、その企業の最近の状況というか、信用調査もやったりする場合がありますので、そういった費用があります。費用につきましては、1件当たり1,000円程度ぐらいで情報を取りますので、それはこの費用のところでございます。

桜本委員

いや、今の1件1,000円とかっていう企業情報は、上の4のほうじゃないですか。「企業情報を収集し」とあります。これとはまた違うものなんですか。もう内訳が出ているわけですから、そんなに説明が難しい話じゃなくて、もっと簡単に答えられるはずじゃないんですか。

依田産業集積推進課長 済みませんでした。上の4番、誘致対象企業選定事業費というものは、5番とは違って、これはマル臨ですが、今までアンケートをして、山梨で立地したいという希望があった場合にそちらの企業へ行っていました。今回の場合はちょっと視点を変えて、県内に立地している有力企業等、またその関連する取引先の企業の情報を仕入れて、それをもとに山梨県へ立地をどうですかと促すということでございます。

桜本委員

課長、ちょっとその説明では納得できないです。460万円近いお金ですから、例えば、講師費用が幾らとか、きちんと説明してくれないと。

依田産業集積推進課長 失礼しました。先ほど、企業情報サービス料等については55万円程度というのがあるのですが、これについては先ほどの企業の情報等、それ以外には日本立地センターへの負担金もありますし、そういったもので合わせて460万円でございます。

石井委員長

依田課長、具体的に簡潔に説明をお願いいたします。
後で整理して答弁いただきたいと思います。

（緊急離転職者訓練費について）

桜本委員

産の32、緊急離転職者訓練費ということで、そこにそれぞれの訓練科や回数が出ているのですが、例えば週末、新聞を開くと求人広告がいっぱい出ていますよね。その中でどういうジャンルというか職種が多いのか。どういうふうに認識されていますか。

遠藤産業人材課長 事務系、パソコンとかですね。あるいは福祉の関係が、やはり現場では足りないという認識は持っています。

桜本委員

そのとおり、求人チラシを開けば、病院、医療関係、介護関係、その中で看

護師募集、そして介護の関係ではヘルパー募集、介護福祉士募集というように、ほとんどの広告欄の3割とか4割はそういった分野が占めているんですね。その中で、ここでも介護職員初任者研修科を180人もやって、介護福祉士を54人もやりながら、ずっとこういう状況で毎年来ているんですが、この状況が変わらないっていうのは、この人数が少ないのか、あるいはこういった受けた人たちが就職しないのか、あるいはこういった方々が面接しても落ちてしまっているのか、どういうふうに認識されていますか。

遠藤産業人材課長 定員では、確かに介護のほうはほぼ充足はしているわけですが、それが就職に結びつかないというのが、まだまだ求職者と、ニーズを求めている実施介護現場のほう mismatch といいますか、条件が合わないということで、就職にまで結びつかないということがあると思います。

桜本委員 いろいろ、雇用の関係は予算をつけています。国も県も。市町村も現場で求職活動ができるようなセミナーを設けたりしています。ただ、そこでいかにせん現状が変わっていないというのは、やはり mismatch でもありますし、雇用者側、あるいは就職を受ける側の認識、そういったものが現在の状況に合っていないと思います。県としては、一方では求職者が欲しい、でも就職ができないという問題について、どんなふうに政策的に考えていきたいと思っているんですか。

遠藤産業人材課長 職業訓練はやはり定員によりましては、当然、定員を充足していないところもありますので、そういうことはまたニーズを踏まえまして、今後、訓練の中身につきましても検討していきたいと考えております。

桜本委員 こういう問題は、よく事業者とも話をして、どういう資格の人が欲しいのか、どういう経験者が欲しいのか、どういう訓練をしている人が欲しいのかということをよく現状を含めて、こういった講座や研修を開設してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

遠藤産業人材課長 まさしくそのとおりでございます、やはり社会のニーズというものは刻々と変わっていくものでございますので、そういうものを踏まえまして、今後も訓練計画につきましても検討していきたいと考えています。

（商工企画費について）

皆川委員 産の2、商工企画費の中の4番目の中央道沿線広域産業連携推進事業費、331万7,000円についてです。中央道沿線広域産業の範囲というのは、こっちの中の説明を見ると、多摩地区とか諏訪地域ってありますよね。山梨県の場合、これは全県下でいいのですか。

石原産業政策課長 県内は全県下でございます。

皆川委員 この間の雪害でもわかったように、山梨県は中央道しかないわけです。山梨県と多摩と諏訪地区と、あえて中央道沿線広域産業なんて、何でこんな書き方をするのでですか。

石原産業政策課長 これは平成21年度からの事業でございます、山梨県が中央道沿線、隣の長野県では諏訪、それから東京では西部の多摩地域、先ほどちょっと説明申し上げたんですけれども、それぞれ産業集積が行われているところと連携をして、県

内の中小企業の販路開拓に努めていこうということで始まったものですから、そのままの事業名で来ております。

皆川委員 ということは、中央道沿線広域というのは、山梨県全域と、こういう理解でいいでしょうかね。

それで、その下のマル臨のものづくり基盤技術支援事業費ですけども、この説明の中に「専門家の派遣を通じ」って書いてありますが、企業のほうから派遣要請があった場合に派遣しているのですか。それともこちらからしているのですか。

石原産業政策課長 これはコーディネーターを1人、中央会に設置しようと思っておりますので、企業からの要請に応じて派遣する、そういう計画でございます。

皆川委員 じゃあ、企業から要請がなければやらないということですか。

石原産業政策課長 それは中央会のほうで掘り起こしもするようお願いするつもりでございます。

皆川委員 中央会って何ですか。

石原産業政策課長 山梨県中小企業団体中央会でございます。

皆川委員 それを通じて派遣するということですか。

石原産業政策課長 そうです。はい。

皆川委員 その下のやまなし知的財産戦略推進事業費のところで、戦略塾の開催ってあるけど、これ、塾の構成員ってどういう人たちですか。

石原産業政策課長 やまなし産業支援機構に委託しまして、専門家が研修会を開催する、そういう事業でございます。構成員は中小企業の方々です。

皆川委員 どうやって選択するのですか。

石原産業政策課長 これは講座が50名とかの規模で行われますので、ホームページですとか、そういうものを広報を通じまして、知的財産、こういうものを研修していただくということでございます。

皆川委員 よくわからないけど、知的財産っていう概念をちょっと説明してください。

石原産業政策課長 これは特許ですとか、それから商標登録、そういったものでございます。

皆川委員 特許、商標登録を求めるような事業をやっている人たちで構成する塾と、こういう解釈ですか。

小林産業労働部次長 そんなに難しいことじゃなくて、弁理士等の特許の先生を講師で呼びまして、それで、こういった新しい知的財産を登録しようとする中小企業の方にそのノウハウとかを教えるセミナーを行うということなんです。そんなに難しいことでは

ありません。

石井委員長　　それでは、ここで先ほどの桜本委員の質疑に対する答弁をお願いします。

（企業誘致推進事業費等について）

依田産業集積推進課長　失礼いたしました。先ほどの件ですけれども、全部で460万5,000円でございます。大きく分けて2つ、経常経費と事業費になります。経常経費は役員費、使用料等になって、それが全部で284万4,000円になります。ですから、それを除いた事業費としてはどんなものになるかという話でございますと、産業立地アドバイザーがいらっしやいまして、そこへのお土産を持っていく代金が5万円、あと我々の旅費が65万円等であります。その他、一番大きいのは役員費で、55万4,000円の情報サービス料というのがございまして、これは先ほども言ったのですが、私どもは県内、県外の企業を訪問する際には、その企業の実態を知った上で行きたいということで、ホームページ等から得られる情報以上に、過去数年間の売上とか利益、または工場がどこにあるとか、そういったものの情報料が1件につき1,200円発生します。そういったもので年間55万4,000円の予算を盛っているというものでございます。

（信用保証料補助金について）

渡辺委員　　産の10ページ。信用保証協会の補助金、8,370万円ですけれども、これは、分母はどういう金額なんですか。

立川商業振興金融課長　ただいまの信用保証料補助金でございますけれども、これにつきましては全体ではなしに、対象となるものが限られておりまして、小規模企業サポート融資、これを保証料の対象としております。

渡辺委員　　具体的に、この補助って、信用保証協会のいわゆる保証の利率が、借りる人にとってはどれくらい下がっていきんですか。いわゆる利子の補填という意味合いでしょうか。

立川商業振興金融課長　この対象となります、先ほどの小規模企業サポート融資というものの保証料は、借りられる方によって幅がございまして、0.25%から1.1%という保証料を前提としております。その半分を信用保証協会にお支払いして、利用者の負担を軽減していると、こういうものでございます。

渡辺委員　　ほかにもいろいろな制度融資が出ているんだけれども、お金を銀行に行って借りる人の一様の悩みというか、言い方の中に、銀行の利子2%、3%、それプラス信用保証協会の保証料があるということで、最終的には負担増に感じるというような場面があって、なかなか借りにくい。こういう現実があるので、この8,370万円が適正な金額かどうかと言われるとわかりませんが、より借りる人にとってプラスになるような、そういうことから考えてみたときに、借りる人が多い場合は増額もあり得るのかなと思うんですが、その辺はどうですか。

立川商業振興金融課長　委員のおっしゃるとおりで、年度当初ではこの金額を設定しておりますけれども、融資が延びれば、それに応じて補正ということもあり得るかと思います。現に、平成22年度、平成23年度は補正をした例もございます。

渡辺委員　　最後に、今回の雪害も含めて、非常に足腰が弱っている中小企業がふえている

なという印象があるわけで、ぜひ精査して、そうした中小企業の皆さん方がより借りやすいように応援していただきたい。お願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第42号 平成26年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

質疑

（中小企業近代化資金貸付金について）

桜本委員 産の40ページ。41ページも連動するのですが、産の40ページは国の貸付金、そして41ページのほうが県単独ということで、国の補完できないところを補完する、広い意味でという説明が出てきました。国と比べて違うのは、例えば償還期間が6.5年と、国よりも短い。そして、据え置き期間が短いということで、逆に言うと、都道府県の単独でということであれば、同じにするか期間を長くしてあげるという配慮も必要だと思うのですが、どんな考え方に基づいているのでしょうか。

立川商業振興金融課長 国よりもどちらかといったら県が広くすくってあげるほうがよろしいんじゃないかというお話だと思います。実際のところ、委員御指摘のとおり、例えば割賦でいきますと、国が2.4%のところを県が2.45%と、0.5%ほどきつくなっております。これにつきましては、国の制度があくまで小さい企業、20人以下の企業について実施しましょうということで、全国的にもそういった形でやられているものでございます。より小規模な企業については有利な形で、ただ、中小企業、20人を超えてしまうと利用できないということでは困るということで、それを補完する意味で若干、国よりはハードルを上げたといいますが、県のほうでそれをすくっているということでございます。

桜本委員 それでは、イコールになる部分はイコールにして、イコール以外の部分はこういう形になりますよということであれば納得できますけれども、手間がかかるからそういうイコールな部分を持たないんですか。

立川商業振興金融課長 この制度自体は過去から来ておりますので、経緯から言いますと、やはり仮に県のほうも有利な形にすると、国の制度が実は使われなくなってしまうということもありまして、国の資金を導入しているものをまず優先でということで、国が使えないところを県ですくう形で、ですから、国を若干有利にしていると御理解いただければと思います。

桜本委員 行政として企業に対する融通というか、助け船とついは、そういう考え方じゃなくて、国でも足りないかもしれないから、その足りない部分を県も同じような条件で出しますよということが行政が考える支え方じゃありませんか。全然意味合いが違いますよ。

立川商業振興金融課長 委員のおっしゃるとおりの部分もありますが、どうしても、県として財政面のお話になってしまうかと思えますけれども、仮に国制度よりもよくしてしまうと、国の制度を使ってくれなくなるということで……。

桜本委員 国だけのものじゃ足りないよ。それだったら足りない部分は県が同じように条件で出しますよということであれば、国の影響を超えるわけじゃありませんよ。そういうふうな、ニーズを聞いて、足りない人には同じような条件で、100しか借りられないものを100以上欲しいという企業に対しては、県の単独で同じような条件でもうちょっと足し増しができますよという、これが企業に対して行政が考える助け船じゃありませんか。

立川商業振興金融課長 委員おっしゃるとおりの部分もございます。実際、国の制度だけだと20人を超えるところは利用できませんので、そういったところも今度は県の制度を利用していただくと、結局は、例えば貸与額のところでも国だと8,000万円どまりのところを1億円に上げるとか、そういった随時工夫はしておりますので、委員の御指摘も踏まえながら、県制度と国の制度のあり方を今後とも検討を進めていきたいと思っております。

桜本委員 続いて、次のページですが、先ほど、管理事業費ということで、債権管理回収業務を委託するということですが、経営状態のモニタリング対象企業というのは何社ぐらいあるんですか。

立川商業振興金融課長 現在、近代化資金の貸付というところが12先ございまして、それから高度化資金が6組合22組合員ということで、合わせて40ということになります。

桜本委員 その中でモニタリングをして債権保全措置、そして最終的には債権回収等という流れが出ていくんですが、大体ですね、債権保全の措置と回収までの判断というのは、例えば年間単位で決められているのか。こういった判断基準のスケジュールを持った動きをしているんですか。

立川商業振興金融課長 債権保全につきましては、貸付先の程度によって異なりますけれども、半年に一遍ですとか四半期に一遍ですとか、そういった感じで経営状況を見ます。高度化資金の償還が年2回でございますので、年2回、審査委員会を開いて、今後の扱いについて検討して決めていくということになります。

土橋委員 先ほどの桜本委員の設備貸与資金貸付金の関連になるんですけど、予算が11億5,000万円、割賦が7億7,000万円、リース3億8,000万円です。随分前からある制度でみんなが大変利用しているいい制度だと思いますが、この制度のこの金額っていうのは、毎年細かく出ていますよね。7億7,000万円だとか3億8,000万円だとかっていう、フルにそれだけの申込があって使われているということですか。

立川商業振興金融課長 それにつきましては、現時点では、ここ5年間は予算の範囲内でおさまっております。予算の執行が途中で少なくなってきましたと、減額補正を行っている状況でございます。

土橋委員 私の勘違いでなければ、例えば1,000万円の機械を買いたい場合に、500万円用意したから残りの500万円貸してくれとか、リースについては、これを借りたいんだけど全額手伝ってくれないかということで、こういう制度がありますよと言いながら、ことしはいっぱいだからもう貸せませんよとか、リースで

きませんよということになったら困るなと思う。また、せっかく用意したけど、手続が難し過ぎて結局借りられなかったということがあってもいけないと思いますが、この金額分くらいはそこで切っているということじゃなくて、ちょうど適正な金額だったかということですか。

立川商業振興金融課長 これまでの5年間について確認しましたところ、予算で切っているという事例はございません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第47号 平成26年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第15号 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第16号 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第22号 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例中改正の件

質疑

桜本委員 専門課程を2年から3年にするというので、より高度な加工技術、デザイン力や販売に関する技術、知識を習得できると。具体的にはどんなカリキュラムがふえるのでしょうか。

平井産業労働部次長 カリキュラムについてのお尋ねですけれども、一つにはより高度な技術ということで、今で言いますと、水晶の研磨までしかできないのですけれども、もっと硬いもの、例えばルビーですとか、そういった硬度、硬いものの加工ができると、そういうような科目を入れます。あるいは語学科目といたしましてビジネス会話、ビジネス英語ですね。あるいは中国語会話といったものも取り入れております。

桜本委員 世界各地とのやりとりがあるわけですから、例えば輸入の仕方、輸出の仕方とか、あるいは以前、予算の中にも入っていたことがあるのですが、イタリアのデザインを学ぶことも必要ということであれば、海外のデザイン系のところと提携を結ぶとか、優秀な人材はそういったところに留学できるようにするということも考える必要があると思います。1年ふやして3年課程にして、加工系、デザイン系、ビジネス系といっても、全国各地にはいろいろな大学、短大、各種専門学校もあるので、少子化ということを含めて、生徒を募集するのは非常に難しくなってくる。そういった中で宝飾関係に即戦力として就職できるということになれば、より高度な、密度の高い専門性ということを加味していただいて、27年の4月1日まで時間があるので、練りに練って、どんな国とデザイン等の連携をしたらいいのか、どういったものが即戦力として企業としては欲しいのか、よく情報収集しながら、海外とのネットワークも含めて御検討願いたいと思いますがいかがでしょうか。

平井産業労働部次長 委員からの御指摘にありましたように、業界との関係が一番重要だと思っておりますので、今も学校運営会議という場で既に2回ほど議論しておりまして、今後も引き続きそういったことの積み重ねの中でよりよいカリキュラムにしていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第30号 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第26-3号 雇用の安定と労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)(「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 起立採決により継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（雪害について）

桜本委員 今回の雪害で、非常に流通がまひしてしまったということで、産業労働部として、特に産業として、検証をした結果というか、動きというものはありますか。

矢島産業労働部長 私ども、2月17日に本部が設置されましたが、知事から被害状況等を速やかに調べるよう指示をいただきました。そういうこともありまして、すぐに規模20人以上という形に絞りまして、製造業を中心に625社に産業支援機構を通じて調査をいたしました。その結果、220社から返事がありまして、それによりますと、約3割の企業が倉庫あるいは車庫等の倒壊といった直接的な被害があったということがわかりました。それから、物流の停滞、あるいは社員が出勤できないということで通常の操業ができないという企業もやはり6割ぐらいあったという状況がわかったものですから、すぐにこれは支援をしなければいけないと判断をいたしまして、商工業振興資金の中、既定予算の中で対応できる雪害対策の緊急融資というものをすぐ庁内で議論をいたしまして、26日からスタートさせたという状況でございます。

桜本委員

特に企業にとっては働く人の通勤の問題だとか、あるいは製造するのに当たってのルート、物流といった問題は、それぞれの企業の中で対策として考えなければならぬ問題もそれは出てくるかと思えます。ただ、陸の孤島になってしまった場合、例えば物流としてスーパーなどに我々県民の生活に必要なものが、どれだけストックできていたのか。いろいろなスーパーとの災害時の県との協定もそれはありました。でも、そういった協定についても、物資かどうかはわかりませんが、実際、協定どおりの内容であったかどうかを検証しなければなりません。また、スーパーのストックが足りなかったとか、非常用の電力が足りなかったとか、今回、特に石油製品も不足してしまっていて、生活の面でガソリンがない、重油がないということで、生活者においてもそこにおいて日常生活に支障が出てきたというように、産業界でも今回のそういった石油製品が不足したことによって影響があったのかどうか。そして、こういった状況の中で、県内にはそういった何か起こった場合のストックがどれだけあるのか、そういったものも一度はかっっておかなければなりません。

山梨の物流というと、どちらかというと県外から大型トラックで搬送されてきて、一旦そこに保管をして、そして県内の物流の中でそれを分配しながら地域に再分配するという古い流通の形態ですが、ぜひこういった経験を無駄にしないで、物流の面で、食料とか、産業界で必要とするものを、どのように県で判断して計画的にストックしておくかといった問題も改めて検証していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

矢島産業労働部長 私ども、今回の雪害を受けて、企業の経営者の皆様からいろいろなお話を伺っております。その中で、今お話にありましたような物流の問題、それから特に今回大きな問題にはなりませんでしたけれども、いわゆる産業用の電気について、もし停電が生じたときにはどういうふうなことになるのかといったいろいろな課題があると。それまで想定できなかったという話もたくさん聞いております。したがって、企業の皆さんにもこういった非常事態におけるBCPといった

対応をしっかりと考えていただくようお願いしたいと思いますし、私ども県の行政としてもこういった今回の対応について、検証させていただいて、県行政としてすべきことが何だったのか、やはりもう1回見極めて、必要な対策をとっていきたいと考えております。

桜本委員

部長からそういった真摯なお話が出ている中で、早急に県内全域を含めて地域の事情も分析をして対策を講じられるようお願いしたいと思います。

その他

- ・3月6日午前10時から、観光部関係及び農政部関係について審査を行うこととされた。

以上

農政産業観光委員長 石井 脩徳